

第四十八号議案

江戸川区立地区会館条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年六月七日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区立地区会館条例の一部を改正する条例
江戸川区立地区会館条例（昭和四十四年六月江戸川区条例第二十号）の一部を
次のように改正する。

別表江戸川区立一之江中央会館の項を削る。

付 則

この条例は、江戸川区規則で定める日から施行する。

（説明）

江戸川区立一之江中央会館を廃止する必要があるもので、本案を提出いたします。